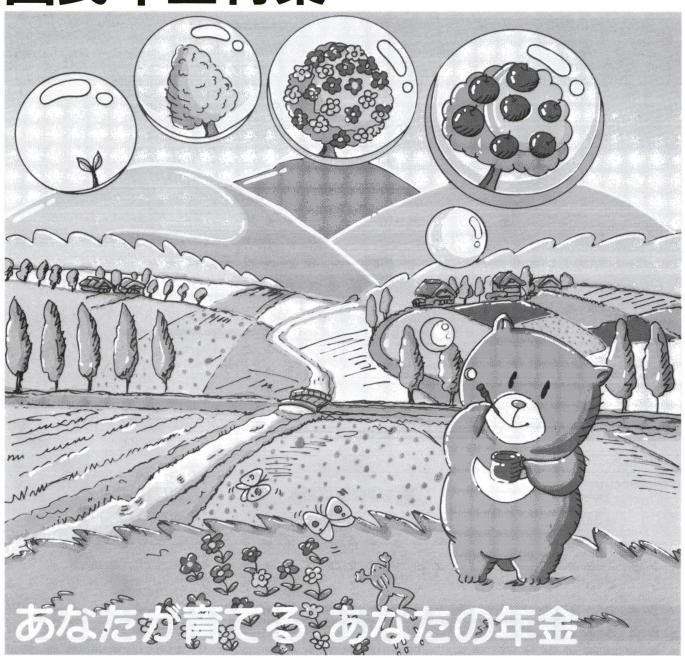


国民年金特集号 国 八 十 並 付 未 与 昭和63年 3 月11日現在 機出年金被保険者数 161,862人 提出年金受給権者数 37,389人 福祉年金受給権者数 6,265人 区民部国民年金課 〒120 足立区中央本町一丁目17番1号 ☎ (880) 5 1 5 1 · 5 1 6 1

国民年金特集



国民年金についてのお問い合わせは

足立区役所 区民部国民年金課(中央本町庁舎) 中央本町一丁目17番1号

保険料の免除申請…記録係(2階1番窓口) (880) 5151 ロ 座 振 替 記録係(2階1番窓口)

年金請求の手続…給付係(2階4番窓口) 保険料の納付相談…検認係(2階3番窓口) (880)5161

年金相談

-人で悩むよりお気軽に

毎月第1水曜日

時間 午前10時~午後3時30分

場所 国民年金課(中央本町庁舎2階)

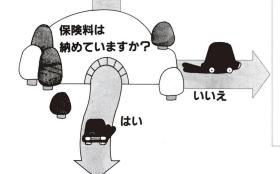
みんなでささえる国民年金

保険料を納め忘れのないように!!

私は国民年金に 加入しています

○保険料は63年4月から変わります。 昭和63年4月分~昭和64年3月分

月額 7,700円



納付方法はお気軽に ご相談下さい

私は25歳です。先日、国民年金の加 入手続きをしたところ、2年分の保険 料の納付書がまとめて送られてきまし た。どうしてでしょうか?

また、保険料が多額なので、とても 一度に納めることができません。 どうしたら良いでしょうか?

あなたの場合、20歳以降学生かまた A は、厚生年金等へ加入したことがなけ れば20歳までさかのぼって国民年金の 資格が取得されたことになります。

保険料は本来ですと、取得した時か ら納付していただくのですが2年を過 ぎた分については、時効により納めら れなくなります。ですから、今回送ら れた納付書は時効前の2年分となって います。

また、一度に納めることができない 場合は分割して納めることもできます ので、今後の納付の仕方については、 国民年金課へご相談ください。 連絡先 国民年金課検認係 TEL (880) 5161

まだ間に合 ます

私は現在40歳です 国民年金に加入 していますが1回も かたことがあり ません。過去に厚生 金を5年くらい かけましたが、証書 手帳もありませ ん。今から納め始め も、年金は受け

現在は、60歳から 篆まで任意加入 して納めることがで ますので間に合 います。

また未納の保険料 尚夫2年以内の ものは、さかのぼっ 納めることがで きます。

国民年金と厚生年 の加入期間は、 合算されますので、 +の厚生年金に ついては、社会保険 務所で調べても らってください。



保険料の納付が困難な方は 免除の申請ができます

生活が苦しくて、どうしても保険料 くと将来、年金はもらえないのでしょ

未納のままにしてしまうと、将来、 **A** 年金を受けられない場合もあります。 生活が困難なため保険料を納められ ない方は、免除の申請をすることがで きます。免除が承認されますとその期 間は資格期間として計算されます。た だし、年金額は通常の%になります。

また、10年以内であれば、後から納 めることができますが、この場合、昭 和61年4月分からは一定の加算額が付 きます。

年金が受給できなく



納めることにしました!

の所得による支給制限などがあります。) 遺族基礎年金を受けるには、夫や父母が死亡したとき、その 方によって生活を維持されていた子 (18歳未満) のある妻また は子(18歳未満)に支給されます。ただし、亡くなった方が、 次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

年金の支給を受けるには、次の

老齢基礎年金を受けるには最低25年間の保険料納付済期間(免

※カラ期間とは、基礎年金の資格期間には算入されますが、

昭和5年4月1日以前に生まれた方は、25年の資格期間が24

障害基礎年金は、加入者が病気やケガで障害者になったとき

①初診日前に加入期間の%以上の保険料納付済期間(免除

②昭和71年4月1日以前に初診日がある場合は、初診日前

③初診日が20歳前であること。(ただし、この場合は、本人

受けられますが、次のいずれかの要件を満たしていることが必

月以前に任意加入しなかった期間などです。

年金額の計算の基礎とはならない期間のことです。たと

えば、サラリーマンの奥さん等で国民年金に昭和61年3

ような要件が必要です

除期間及び*カラ期間も含む)が必要です。

年~21年に短縮されています。

期間を含む) があること。

の1年間に保険料の未納がないこと。

①死亡日前に加入期間の%以上の保険料納付済期間 (免除 期間も含む)があること。

②老齢基礎年金を受けられる資格期間があること。

③昭和71年4月1日以前に死亡した場合は、死亡日前1年 間に保険料の未納がないこと。

寡婦年金は、夫 (第1号被保険者) が25年以上保険料を納め て (免除期間も含む) 死亡した場合、妻に60歳から65歳になる までの間支給されます。ただし、死亡当時、夫によって生活を 維持され、かつ、死亡した夫と婚姻期間が10年以上あることが

また、死亡した夫が老齢基礎年金や隨害基礎年金を受けてい た場合は支給されません。







保険料の納付は 口座振替で

毎月納めに行へいかめいことですが、何か良い方法はないでしょうか。 毎月納めに行くのがめんどうです

ぜひ口座振替にしてください。口。 A 座振替なら納め忘れもなく、めんど うもありません。

> 振替日は、毎月払いが翌月の15日 1年前納は4月15日です。お申し込 みは、金融機関または区役所国民年 金課へ。



厚生年金等に加入 したときは届出を

私は国民年金に加入して、保険料 を納めていますが、今度、厚生年金 に加入しました。厚生年金保険料は 給料から差し引かれるようになりま したが、国民年金の納付書も送られ

どうしたらよいでしょうか?

厚生年金や共済組合などへ加入し た場合は14日以内に区役所へ国民年 金をやめる届出をしてください。国民 年金の保険料は 原生年金等へ加入 した月から納める必要はありません。 ◎持参するもの…●印かん

●国民年金手帳

厚生年金手帳 (厚生年金の記) 号番号・加入 年月日のメモ でも結構です

健康保険証 ◎届 出 先…国民年金課または区 民事務所

保険料は60歳まで 納めます

私は現在50歳です。国民年金がで きた当時から保険料を納めています。 保険料は何歳まで納めればよいので

国民年金は60歳になる前月分まで A 保険料を納めて、原則として65歳か ら老齢基礎年金を受けとることにな ります。国民年金は世代と世代の助 け合いを中心とした制度で、国によ り将来的に保障されています。です から、あなたも60歳までは納めなけ ればなりません。









老齢基礎年金が受けられます

原則として65歳から支給されますが、60歳から繰り上げて請求するこ ともできます。その場合は減額され、その率が一生締きます。 また、66歳以降に繰り下げて年金を受給することもできます。年金額 は受給年齢によって増額されます。

請求時の年齢			60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
支	給	\$	58%	65%	72%	80%	89%	10096	112%	126%	143%	164%	188%
				縁	E	(f				繰	下	げ	

年金額は、全期間納めた場合626.500円ですが、保険料未納期間等があ る場合は次の式で計算します。

626,500円×(保険料納付済月数)+(保険料免除月数)× 🗄 ※加入可能年数×12 (月)

※加入可能年数表

能年数	生年月日	能年数
25年	昭9年4月2日以降	33 年
26年	昭10年4月2日以降	34 年
27年	昭11年4月2日以降	35年
28年	昭12年4月2日以降	36年
29年	昭13年4月2日以降	37 年
30年	昭14年4月2日以降	38年
31年	昭15年4月2日以降	39年
32 年	昭16年4月2日以降	40 年
	能年数 25年 26年 27年 28年 29年 30年 31年	能任數 生年月日 25年 昭9年4月2日以降 26年 昭91年4月2日以降 27年 昭11年4月2日以降 28年 昭12年4月2日以降 29年 昭13年4月2日以降 30年 昭14年4月2日以降 31年 昭15年4月2日以降





60歳から任意加入 もできます

60歳から65歳になるまでの 間、年金額を増やそうと考え ている方 (加入可能年数に足 りない方) や受給に必要な期 間が不足している方は任意加 入することができます。

厚生年金や共済組合 に1年以上加入した ことがある方は

老齢基礎年金の受給資格期 間を満たしている場合に、60 歳から特別支給の厚生年金ま たは共済年金の請求ができま

この場合社会保険事務所ま たは各共済組合で手続きして







サラリーマンの奥さん

第3号被保険者の手続きはおすみですか

夫が厚生年金、共済組合の加入者で、その夫から扶養されている方 (専業主婦) は、保険料を納める必要のない加入者 (第3号被保険者) として老齢基礎年金などを受けることができます。ただし、第3号被 保険者にあてはまる方は届出が必要です。

なお、この届出は該当日から2年を経過して提出されたときは、2 年前に係る期間は時効により保険料納付済期間となりません。たとえ ば、昭和61年4月の時点で第3号被保険者に該当している方は、昭和 63年7月までに届出がないと、昭和61年4月から6月分までは保険料 未納期間となり、年金額に反映されません。まだ、届出をしていない 方は一刻も早く届出をしてください。

◎届出方法

「届書」に必要事項をご記入のうえ、ご主人の勤め先で確認を受け、 区役所国民年金課または区民事務所に提出してください。



年 民

●だれでも利用できる年金の施設

全国の国民年金の施設は、自然公園や温泉地など明るく健全な環境の中 にあります。どなたでも利用できますので、ご家族、グループの旅行に、 結婚式や各種会合にお気軽にご利用ください。

■国民年金中央会館《こまばエミナース》

東京都目黒区大橋2-19-5 ☎ 03 (485) 1411

国民年金京都会館《京都エミナース》

京都市西京区大原野東境谷町2-4 ☎ 075 (332) 5800

静岡国民年金健康センター《藤枝エミナース》昭和63年4月11日オープン 静岡県藤枝市南駿河台6-1-1 ☎ 0546 (45) 1717

■国民年金健康保養センター

- ご利用の方は、施設あて直接ハガキか電話で申込んでください。
- ●料金は、4,200円~6,500円 (サービス料込み) 程度で、被保険者・年金受給権者と 般には多少の差があります。

施設名	所 在 地	電話番号	定員
つるいグリーンパーク	北海道阿寒郡鶴居村字雪裡原野北16線西3-5	0154 (64) 2221	50 7
いわない	北海道岩内郡岩内町字野東500	0135 (62) 8841	75 7
つがる富士見荘	青森県北津軽郡鶴田町字大沢	0173 (22) 3003	754
はなまき	岩手県花巻市金矢第5地割251-1	0198 (27) 2811	754
みちのく路	宮城県志田郡鹿島台町広長字石川原4番	0229 (56) 5511	634
のしろ	秋田県能代市落合字亀谷地1-11	0185 (54) 2121	75 7
もがみ	山形県最上郡最上町大字大堀	0233 (44) 2311	684
阿多多羅	福島県二本松市岳温泉1丁目200-1	0243 (24) 2306	954
ときわ路	茨城県常陸太田市増井町1797	0294 (72) 4141	744
きつれがわ	栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川5445-1	0286 (86) 2311	85 7
草津グリーンパークパレス	群馬県吾妻郡草津町草津白根	0279 (88) 3960	1114
むさしの	埼玉県川越市大字伊佐沼字沼田町667	0492 (24) 3210	524
そとぼう	千葉県夷隅郡岬町和泉4437-10	047087 - 7111	754
おくたま路	東京都青梅市二俣尾2-371	0428 (78) 9711	751
さがみの	神奈川県相模原市弥栄3-1-5	0427 (52) 0291	751
こしじ	新潟県北魚沼郡湯之谷村大字葎沢	02579(2)6111	754
U A	富山県永見市姿400	0766 (79) 1324	751
0 2	石川県羽咋郡志雄町字敷波5-48-2	0767 (29) 4181	751
北温湖畔荘	福井県坂井郡芦原町北潟211字	0776 (79) 1124	751
かすがい	山梨県東山梨郡春日居町鎮日178	0553 (26) 3811	751
- b 3	長野県小諸市大字大久保字東柳沢620-3	0267 (22) 2288	75 7
グリーンハイツ養老	岐阜県養老郡養老町小倉544-1	05843(2)3118	751
サンパーク犬山	爱知県大山市大字大山字甲塚48-3	0568 (62) 5510	614
はまじま	三重県志摩郡浜島町南張1534-1	05995 (3) 2282	68 1
翠湖苑	滋賀県高島郡高島町永田4-先	0740 (36) 1140	75
ハイランドビラ姫路	兵庫県姫路市広峰山樋ノ谷224-26	0792 (84) 3010	75
大 和 路	奈良県桜井市山田299-1	07444 (3) 8606	743
くまのじ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市屋	07355 (2) 3535	75
いなばじ	島取県島取市松原343	0857 (57) 0224	751
湖陵荘	島根県簸川郡湖陵町二部1192-1	0853 (43) 1311	75
しもつい	岡山県倉敷市下津井1482-1	0864 (79) 8880	751
ひがし広島	広島県東広島市西条町大字下見	0824 (22) 8211	754
源平莊	山口県下関市みもすそ川町8-8	0832 (32) 5900	501
かがわ	香川県香川郡塩江町上西焼堂甲30-2	0878 (93) 1177	664
うわじま	愛媛県宇和島市丸穂字天満甲207-2	0895 (25) 3000	781
サンリバー四万十	高知県中村市右山字明治383-5	08803 (5) 5111	434
太宰府	福岡県太室府市大字太室府1775	092 (925) 5801	751
かんざき	佐賀県神崎郡神崎町大字城原3702-14	0952 (53) 1188	751
(5 0 0	長崎県南高来郡日之津町白浜甲2829-1	0957 (86) 2020	741
あしきた	熊本県芦北郡芦北町鶴木山1660-2	09668 (2) 5000	754
くにさき望海苑	大分県東国東郡国東町黒津崎	09787 (2) 2112	674
あおしま太陽閣	宮崎県宮崎市大字書島87	0985 (65) 1531	754
たるみず	鹿児島県垂水市錦江町1番地	0994 (32) 1531	754

福祉

○支給の条件………(1)拠出年金に加入できなかった明治44.4.1以前 生まれの方に70歳から支給

> (2)大正5.4.1までに生まれた方が一定期間保険 料を納付し、70歳になったときに支給

○年金の額(昭和62年度)……328,800円(月額27,400円)

所得による一部支給停止者……289,200円(月額24,100円)

福祉年金は全額国庫負担により支払われるため、所得制限と公的年金 受給による制限があります。

年 金 支 払 月 内 訳

					E	民	年	金				
種	老	通	短期給付					新法				老
支払月	爺 年 金	算老齡年金	障害年金	田子年金	基田子年金	遺児年金	寡婦年金	寡婦 年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	齡福祉年金
1												
2.	0	0						0	0	0	0	
3			0	0	0	0	0					
4	0											0
5		0						0	0	0	0	
6	0		0	0	0	0	0					
7												
8	0	0						0	0	0	0	0
9			0	0	0	0	0					
10	0											
11		0						0	0	0	0	0
12	0		0	0	0	0	0					*

※老齢福祉年金の12月分については、11月に支払となります。



厚生年金のことは足立社会保険事務所

所 在 地 〒120足立区綾瀬2丁目17番9号 電話(604)0111

社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会 保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相 談に応じています。

相談内容 ○厚生年金保険の加入期間および年金見込額 O現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分~午後4時30分 (土曜日は午前11時30分まで) 土曜日は待ち時間が長くなりますので、なるべく平日をご利 用ください。

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へ おいでください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでにな るときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。

